

開催年月日 平成24年11月9日（金）
 質問者 民主党・道民連合 笹田 浩 委員
 答弁者 地域福祉担当局長 内海 敏江
 障がい者保健福祉課長 梅井 治雄

質問内容	答弁内容
<p>一 障がい者の就労支援について</p> <p>（一）障害者就業・生活支援センターについて 私からは、昨年の第四回定例道議会の一般質問で障がい者福祉について、いくつか指摘をさせていただいた事項を中心に質問させていただきます。 まず、障がい者の就労支援のための障害者就業・生活支援センターについてですが、道内の11カ所に設置されているセンターは、ハローワークなどの関係機関と連携して、職業準備訓練や、求職活動、職場定着までの一体的支援に取り組まれていることと理解しますが、センターを利用して一般就労につながった件数を教えてください。 また、昨年度の実績を踏まえ、事業に対する評価と今後のセンターを活用しての就労支援の取組についてのお考えをお聞かせください。</p> <p>（二）障害者雇用支援合同会議について 機能が発揮されていると保健福祉部では、認識されているようですが、各部が連携した取組も重要であります。 そこで、次に、障害者雇用支援合同会議について質問をさせていただきます。 障がい者雇用については、障害者雇用率の問題や企業認証制度、総合評価競争入札制度など、議会でも各会派から様々な視点での質問があり、保健福祉部が中心となって対応していますが、この対策には保健福祉部だけではなく、経済部や道教委など様々な部署での連携した取組が必要であると考えます。 各機関間の連携については、障害者雇用支援合同会議において、議論されているものと認識していますが、その開催状況や議論されている対策についてお伺いいたします。</p> <p>（三）道と労働局との連携について 庁内関係部、道教委、北海道労働局を構成員として、会議で連携して取り組んでいるとのことですが、では、道と労働局との連携について伺います。 先月の下旬に高橋知事が三井厚生労働大臣と会談をして、全国で初めてとなる、道と労働局がタイアップし雇用拡大に取り組むとの報道がありました。協定を結び、道の「ジョブカフェ北海道」と労働局の「ヤングハローワーク札幌」で一体となって取り組む、また、道立高等技術専門学院との連携を図るなどあります。</p>	<p>【障がい者保健福祉課長】 障害者就業・生活支援センターについてですが、道では、これまで、道内11箇所に障害者就業・生活支援センターを設置し、障がいのある方々の就業や日常生活などの相談支援を一体的に行っているところであります。 平成23年度は、就職や職場定着などに関する相談支援が40,790件、また、就職件数は375件となっており、道内11箇所体制となった平成21年度と比べると、相談支援件数で1.3倍、就職件数で1.2倍と増加していることから、センターの機能が認知され、活用が広がるとともに、その機能が発揮されてきているものと認識しているところであります。 道としては、今後、障害者就業・生活支援センターを中心とした地域のハローワーク、就労移行支援事業所、特別支援学校、自治体などの関係機関との連携を一層強化するなどして、職場実習のあっせんや生活習慣の形成など、職業準備訓練から、求職活動、職場定着までの一貫した支援に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【障がい者保健福祉課長】 障害者雇用支援合同会議についてでございますが、障がいのある方々の一般就労を推進するためには、雇用、福祉、教育などの関係機関が連携を図り、一体的に支援を行うことが重要であると考えているところであります。 道としては、庁内関係部はもとより、道教委や北海道労働局などの関係機関を構成員とする障害者雇用支援合同会議を平成18年度に設置し、これまで、障がい福祉計画における就労関連の数値目標の設定や、その達成状況と取組方策のほか、障害者就業・生活支援センターを中心とした体制づくりなどについて協議を行ってきており、今後とも、この会議を活用して、関係機関のより一層の連携を図り、障がいのある方々の就労の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>【障がい者保健福祉課長】 北海道労働局との連携についてですが、報道のあった雇用対策に関する協定は、道内の雇用失業情勢の改善に向け、道と北海道労働局が相互に連携し、それぞれの施策を密接な関連のもとに、円滑かつ効果的・一体的に実施するため、締結することとしたものであります。 実施する事業や連携方法などについては、現在、北海道労働局と協議を進めているところでありますが、障がい者雇用に関しては、現在の雇用状況や、平成25年4月から実施される法定雇用率の引き上げも踏まえ、一層の就業の促進に取り組んでいく必要があるところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>この度報道されたのは、若年者雇用が中心の内容で、障がい者雇用に関しての連携については触れられていませんが、なぜでしょうか。</p> <p>とりわけ特別支援学校の設置が進む中で、高等養護学校などと違って、就労支援体制は不十分な状況であります。関係機関と連携した支援が必要です。労働局との連携の考え方についてお伺いいたします。</p> <p>「具体的な協議は現在進められているところであって、その中に、特別支援学校の生徒への就職支援など効果的な支援を実施するため、協議を進める」との答弁ですので、結果としては承知しました。連携した取組を常に意識していただきますようお願いをしておきます。</p> <p>(四) 企業認証制度について 次に企業認証制度について伺います。 道では、障がい者の就労を支援するため、北海道障がい者条例に基づき、障がい者の就労を支援する企業を「障がい者就労支援企業」として認証する制度を実施していますが、現在の認証企業数の状況及び認証企業の拡大に向けて今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。</p> <p>(追加) 認証基準の見直し内容について ただいま、北海道障がい者就労支援推進委員会の検討を受けて、認証基準を見直し、認証企業増に取り組むとのことですが、その基準の見直しの内容とですね、見直し時期について、分かれば教えていただきたいと思えます。</p> <p>(五) 総合評価競争入札制度について 分かりました。それでは、総合評価競争入札制度についてお伺いをいたします。 この制度の全庁拡大に向けた課題に対し、庁内のワーキンググループで検討を進めるとともに、障がい者就労支援推進委員会からの意見も伺うと、先の定例会で答弁をいただいていたところですが、現在の検討状況について、お伺いをいたします。</p>	<p>このことから、特別支援学校の生徒への就職支援など、障がい者雇用に効果的な支援を実施するため、ハローワークとの連携方法について、北海道労働局と協議を進めてまいる考えであります。</p> <p>【地域福祉担当局長】 企業認証制度についてであります。道では、障がい者の就労を支援するため、障がいのある方々の雇用や授産事業所への優先発注など、就労支援に積極的に取り組む企業等を評価・認証しており、現在、建設業や食品加工、印刷製本などの各種製造業、ビルメンテナンスなどのサービス業など、113の企業が認証されているところでございます。 道といたしましては、これまで、認証企業の拡大に向け、制度の周知とともに、中小企業総合振興資金による低利融資制度や、入札時において、障がい者就労支援の貢献度を加味して落札者を決定する「総合評価競争入札制度」の拡大などに努めてきたところでございますが、今後は、「北海道障がい者就労支援推進委員会」の検討を受けて、認証基準を見直すとともに、周知に当たりましては、認証取得の少ない業種への効果的なPRなどに積極的に取り組んでまいります。</p> <p>【地域福祉担当局長】 認証基準の見直しについてであります。現在の基準におきましては、授産事業所を対象としております優先発注先に、新たに障がい者団体等を加えることや、障がい者を多数雇用している企業に適用する障がい者雇用率の範囲の拡大することなどについて、新年度からの適用に向けて、検討しているところでございます。</p> <p>【障がい者保健福祉課長】 総合評価競争入札制度についてでございますが、この制度の全庁への拡大に向け、庁内ワーキンググループにおいて、保健福祉部と経済部で試行的に実施した結果にもとづいた検討を行ってきたところであります。 障がい者就労支援の貢献度が加味される認証企業が入札における競争性、公平性を十分に確保できる数に達していないことが課題として指摘</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>来年4月の国の制度改正も期待されるところではありますけれども、道としても、この制度拡大に引き続き努力をしてください。</p> <p>二 相談支援体制等の市町村への支援について</p> <p>(一) 地域づくりコーディネーターについて</p> <p>次に、相談支援体制等の市町村への支援についてお伺いいたします。</p> <p>市町村の相談支援体制づくりへの支援に当っては、社会福祉士や保健師等の専門的知識を有する人材の確保が必要と考えますが、広域相談支援体制整備事業における現状の地域づくりコーディネーターの状況についてお伺いいたします。</p> <p>さらに、道では、市町村の相談支援体制づくりを進めるため、広域相談支援体制整備事業により、支援を行っていますが、その事業において、どのように支援が行われており、今後どのように取り組まれるおつもりなのかお聞かせください。</p> <p>(二) 広域相談支援体制整備事業について</p> <p><一に統合></p>	<p>されたところであります。</p> <p>また、就労支援推進委員会においては、試行による事例を重ねながら検討を継続していくことが必要とされたところでもあります。</p> <p>こうした中、来年4月に施行される「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」において、地方公共団体などは、国などに準じ、入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設などから相当程度の物品等を調達していることなどを評価して、公契約の落札者を決定する方式の導入について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることから、道としては、国の動向を踏まえつつ、試行を重ねながら、総合評価競争入札制度の拡大に向けて、引き続き検討することとしているところであります。</p> <p>【障がい者保健福祉課長】</p> <p>地域づくりコーディネーターについてですが、市町村の相談支援体制づくりの支援に当たっては、相談業務に関して専門的な知識と経験が必要でありますことから、道が、21圏域に配置している32名は、いずれも専門の資格を有しているところであります。</p> <p>その内訳は、社会福祉士の資格を有する者が22名、精神保健福祉士が5名、相談支援専門員が2名、保健師、介護支援専門員、臨床発達心理士が各1名となっているところであります。</p> <p>また、広域相談支援体制整備事業についてですが、道では、希望するすべての障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう、21の障害者保健福祉圏域に配置した地域づくりコーディネーターにより、地域自立支援協議会の設置や対応困難事例について助言するなど市町村の相談支援体制づくりへの支援に努めているところであります。</p> <p>今後は、障害者自立支援法の改正及び障害者虐待防止法の制定に伴う、新たな基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターの設置についても助言するなどして、市町村の相談支援体制の一層の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>障がい福祉行政は、ここ数年、毎年のように制度改正がなされ、市町村が実施主体となるボリュームもどんどん増えています。</p> <p>しかし、市町村職員は数年単位で人事異動をするのがつきものでありまして、結局は体制として確立しないまま、また、スタートラインに戻るということも想定されます。</p> <p>そもそも、小規模自治体に社会福祉士の専門職を配置している自治体は一部でありまして、道特有の直営での相談支援体制の継続が今後とも必要というふうに思いますので、その点をよろしく願いいたします。</p> <p>(三) サービス等利用計画策定の提供体制について</p> <p>最後に、障害者自立支援法の一部改正により、3年間において、サービス利用者すべてにサービス等利用計画の作成が義務づけられておりますが、その体制づくりに向けた市町村の取組に対する道の支援について伺いをいたします。</p> <p>昨日の企業会計の審査でも、精神科医療の赤字要因のひとつに、精神障がい者の地域移行が進まない状況が要因であるというふうに答弁をしております。その面からも就労支援と相談支援、この二つが非常に重要だというふうに思っております。それが求められているとも思います。更なる対応をお願いしまして私の質問は終わります。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>サービス等利用計画作成の支援についてであります。障害者自立支援法の改正により、障がいのある方が障害福祉サービス等を利用する際には、利用計画を作成することとされたところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては、その体制整備に向けて、市町村や相談支援事業所を対象に、これまで、研修会を開催いたしますとともに、地域づくりコーディネーターを活用し、市町村などに対し、相談支援事業所の立ち上げや相談支援専門員の確保等について助言を行ってきたところでございます。</p> <p>今年度からは、相談支援専門員研修会の受講定員を増やしますとともに、新たな相談支援事業所の立ち上げのための施設整備や備品等への助成を行っているところであり、今後とも、障がいのある方々のサービス等利用計画の作成が円滑に進むよう市町村や相談支援事業所に対し支援をしてまいりたいと考えてございます。</p>